

◎新潟県告示第149号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	85者	門前中田2615番ほか755筆 140.6ha
関川村	23者	高田2011番ほか140筆 19.7ha
新発田市	73者	宮古木山立760番ほか2,461筆 256.5ha
阿賀野市	25者	六野瀬諏訪75番1ほか273筆 29.0ha
胎内市	65者	苔ノ実一ノ割688番1ほか1,292筆 158.8ha
聖籠町	10者	上大谷内古見取329番ほか357筆 29.3ha
新潟市	79者	北区浦木字浦木2650番ほか845筆 82.6ha
五泉市	2者	宮之下熊野堂6311番1ほか34筆 2.9ha
三条市	48者	代官島鍋田2883番ほか567筆 68.6ha
燕市	28者	長所前田川東293番ほか1,675筆 129.1ha
田上町	4者	田上蛇喰へイ3057番1ほか33筆 3.6ha
弥彦村	2者	麓村新田雁潟238番ほか2筆 0.9ha
長岡市	221者	王番田町芝原2842番ほか3,224筆 304.4ha
見附市	9者	耳取町南田238番ほか219筆 17.3ha
小千谷市	31者	千谷甲3196番2ほか420筆 36.3ha
魚沼市	28者	根小屋万子田830番1ほか1,177筆 65.7ha
南魚沼市	55者	下出142番1ほか535筆 61.9ha
十日町市	31者	仁田3278番1ほか1,040筆 146.8ha
柏崎市	40者	上方鉾田865番2ほか869筆 61.1ha
刈羽村	7者	刈羽下谷地1526番3ほか37筆 4.5ha
上越市	42者	島田上新田とふめ301番1ほか314筆 52.7ha
糸魚川市	36者	堀切西石田429番ほか209筆 18.8ha
佐渡市	239者	中興境1185番ほか2,806筆 404.5ha
合計	1,183者	19,307筆 2,095.8ha

2 申請年月日

平成28年1月27日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。